

会員通知 第 6 1 号

平成 1 6 年 3 月 2 9 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」等の一部改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、上場会社が吸収合併又は新設合併により解散し、合併会社が上場する場合に、被合併会社株券を合併後最初に到来する事業年度末まで決済物件として取り扱うことができるよう「受託契約準則」等について所要の改正を行うものです。

以 上

「受託契約準則」等の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2 . 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	2
3 . 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	3

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併等)の場合の決済物件)</p> <p>第16条 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。)の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の<u>存続会社又は新設会社</u>の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該<u>存続会社又は新設会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>(吸収合併)の場合の決済物件)</p> <p>第16条 上場会社が<u>他の上場会社若しくは国内</u>の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる<u>とき</u>、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降の<u>当該上場会社</u>の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該<u>上場会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。))の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。))の日)である場合に限り、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第3条 規程第10条に規定する本所が定める期間は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から当該<u>存续会社又は新設会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第3条 規程第10条に規定する本所が定める期間は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から当該<u>上場会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)とする。</p>